

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月17日
【事業年度】	第40期（自平成19年8月1日至平成20年7月31日）
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(3486)6461
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 中澤 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(3486)7012
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画室長 中澤 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年10月30日に提出した第40期（自平成19年8月1日至平成20年7月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 . コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

～ （省略）

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係の概要

当社は社外取締役を選任しておりません。また、社外監査役は2名を選任しており、そのうち藤谷庸夫氏は12,000株（持株比率0.12%）を保有しております。その他の特段の利害関係はありません。

当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

(3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

取締役会の決議により、毎年1月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

取締役会の決議により、市場取引による自己株式の取得を行うことができる。

(訂正後)

- (1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
～ (省略)

取締役の定数に関する定款の定め

当社は、取締役の員数を6名以内とする定款の定めがあります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

- (2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係の概要

当社は社外取締役を選任しておりません。また、社外監査役は2名を選任しており、そのうち藤谷庸夫氏は12,000株(持株比率0.12%)を保有しております。その他の特段の利害関係はありません。

(削除)

- (3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、取締役と監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条第1項の規定により、取締役会決議をもって、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする旨を定款に定めております。

当社は、会社法第454条第1項の規定により、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、配当政策の円滑な実行に資するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年1月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。